

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会（第3回）における意見

通し番号	意見	考え方	反映ページ	反映箇所
A-1	被災地への応援派遣が終了した後、幹部向けの報告会等を行うだけで、文章として取りまとめられていない団体もある。個別具体的なノウハウの蓄積につながらず、暗黙知化してしまっていることは大きな課題。	ご意見を反映（参照 B-2） ③このほか、被災地方公共団体への応援派遣を実施した後、その経験は庁内向けの報告会を行うだけで文章として残されず、暗黙知化しているという課題がある。被災地応援及び受援に関する個別具体的なノウハウが蓄積するような取組が求められる。	4	I 応急対策職員派遣制度の現状と課題 3 制度に対する評価と課題 ③
A-2	アクションプラン策定のスケジュールを考えると、感染症対策は今後のワクチン普及の状況に拠る部分もあり、不確定要素が大きい。中間報告書の「V おわりに」の部分に、今後検討が必要な事項等として記載する形がよいのではないか。	今後の課題に関する箇所に記載することとし、引き続き対策が必要な事項として記載する。 （参照 B-3） ④なお、新型コロナウイルス感染症との関係では、令和2年7月豪雨の際、避難所運営業務に従事していた応援職員が、派遣期間終了後になって感染が判明するという事案が発生した。災害時における応援団体、受援団体共通の課題として、引き続き、感染症対策の徹底を講じていく必要がある。	4	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 3 制度に対する評価と課題 ④
A-3	災害経験のある職員がいないという団体があり、観戦武官のように、応援県等以外であっても、職員を派遣する仕組みを設けることができないか。	ご意見を反映 ⑤今後、GADM等の登録者数増に向けては以下のような課題が考えられることから、対応策の検討を進める必要がある。 ・被災市区町村に応援に行くGADM等には災害対応の現場経験が求められるが、災害の少ない地域のGADM等及びその候補者に対し、現場経験を積む機会を確保する必要がある。例えば、今後の災害時に総括支援チームを派遣する際、派遣団体とは別の地方公共団体から補助要員としてチームに加わり、経験を積んでもらうことなどが考えられるのではないかと。	7	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 2 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用 (3) GADM等の増員確保 ⑤
A-4	アクションプランを作成しただけではなかなか機能しないため、緊急消防援助隊が行う訓練のような取組を行い、課題把握や運用改善につなげるというPDCAを回していくことも重要。	ご意見を反映 ⑤また、アクションプランについては、作成しただけでは期待通りに機能するとは限らないため、訓練等を行うことによる課題の把握や、既存の応急対策職員派遣制度の運用を踏まえた改善を繰り返すことが重要である。	9	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 3 アクションプラン (1) アクションプランの策定 ⑤

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会（第3回）における意見

通し 番号	意見	考え方	反映ペー ジ	反映箇所
A-5	<p>個別に相互応援協定が締結されている場合でなくとも、事前にどの団体がどの団体を支援するのかということを決めておき、防災訓練に相互に参加する取組が進めば、「顔の見える関係」は構築されていくものだと思うし、お互いのシステムの把握等もできる。そうした取組がシステムチックに動くよう、アクションプランの中で明記してはどうか。</p>	<p>(第2回の議論にもあったように) あらかじめ被災団体を支援する都道府県と指定都市を決めておくのは難しいが、相互に訓練に参加することを通じて「顔の見える関係」を構築することは重要であるため、以下の通りご意見を反映。</p> <p>③なお、個別の災害時相互応援協定等が締結されていない場合でも、応援団体と受援団体の間で防災訓練に相互に参加するなどの取組を通じて「顔の見える関係」が新たに構築されていくほか、双方のシステムの把握が進むことなども期待できる。</p>	9	<p>II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 3 アクションプラン (2) アクションプランと災害時相互応援協定等との関係 ③</p>
A-6	<p>(第3回検討会前に事前に提出された意見の中に) 自治体から業務の都合で派遣できないこともあるとの意見があるが、今回の議論は短期派遣の話でもあり、「不急」の事業については多少先送りしてでも、応援職員を融通する方向に進むべきではないか。新型コロナ対応においては一部の業務を先送りしている市町村も多いが、同じ考え方を取ることができると考えられる。</p>	<p>ご意見を反映 (参照 B-12)</p> <p>③なお、行政需要が多様化・複雑化する中であって、多くの地方公共団体において職員の人材確保が難しい状況とされる現在、災害時の応援職員派遣は応援団体にとっても少なからず困難を伴うものとなる。一方、南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時には、東日本大震災同様、国難とも呼べる大きな被害が生じることが想定されるところであり、国を挙げての被災地支援が必要となる。</p> <p>④このため、必要な応援職員の確保を行うべく、応援団体においては、発災後、自団体における不急の業務の先送りなどの対応が必要になると考えられる。こうした対応を円滑に行うためには、その必要性について、当該団体の住民を含め、大規模災害が頻発する我が国の住民において共通認識として共有されることが望まれる。</p>	10	<p>II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (1) 事前の応援体制の構築 ③④</p>
A-7	<p>過去の災害では、食料や移動手段の準備が不十分なまま職員が現地に派遣され、被災団体側に迷惑を掛けた事例も見られた。職員を派遣する団体には、食料調達や移動手段までバックアップを行っていただくことが重要。</p> <p>(同旨 B-13)</p>	<p>ご意見を反映</p> <p>⑥後方支援班については、県(市)活動本部において、県(市)応援隊、特に応援班の活動支援を行うことが主な役割となる。また、派遣元の県(市)においても、県(市)応援隊の派遣の際には食料確保や移動手段の準備を十分に行って被災地方公共団体に負担をかけることのないよう努めるほか、派遣後においても、派遣職員からの相談を受けて過去の災害における事例を調査する、不足している物資を調達して送付するといった、きめ細かなバックアップを実施することが重要である。</p>	11	<p>II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (2) 県(市)応援隊の編成 ⑥</p>

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会（第3回）における意見

通し 番号	意見	考え方	反映ペー ジ	反映箇所
A-8	<p>応援隊の偏りのない構成への配慮について、今日的にはLGBTQや障害者といった方々が避難所に滞在することも考えると、「女性」という表記をしなくてもよいのではないかな。</p> <p>(同旨 B-15)</p>	<p>ご意見を反映</p> <p>⑨例えば、避難所運営の支援について考える場合、避難住民には女性が相当数含まれるほか、年齢や性別、障害の有無等によって必要になる配慮等も多様であることから、対口支援チームの編成にあたって、偏りのない構成とすることなどへの留意が望まれる。</p>	11	<p>II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方</p> <p>4 応援側の体制</p> <p>(2) 県(市) 応援隊の編成</p> <p>⑨</p>
A-9	<p>被災団体の側でも、十分な応援派遣が来ないことを想定し、応援団体に取り組んでもらう災害対応業務の優先順位等を、受援計画や業務継続計画等で定めておくことが望ましい。そうした受援側における心構えについて記載しても良いのではないかな。</p>	<p>ご意見を反映(参照 B-17)</p> <p>②しかしながら、南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時には膨大な応援ニーズが想定されることから、この全てがカバーされないことも考えられる。このため、被災市区町村においては、その点を念頭に置いた上で、応援団体にどのような業務から取り組んでもらうべきか、災害対応業務の優先順位等を業務継続計画や受援計画等で定めておくことが望ましい。</p>	12	<p>II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方</p> <p>5 受援側の体制</p> <p>(2) 被災市区町村</p> <p>②</p>
A-10	<p>(第3回検討会資料で)「現場の活動においてNPOに被災地方公共団体が依頼を行う際、個人情報取扱いについて課題となるため、NPOとの覚書のひな形等があると良い」の記述はNPOという主体が強調されているが、NPOだけでなく民間主体全体にも関わる話と分かるような表記にすべきではないかな。</p> <p>(同旨 B-18)</p>	<p>ご意見を反映</p> <p>③なお、現場の活動において民間に被災地方公共団体が依頼を行う際、個人情報の取扱いについて課題となるため、覚書や契約書のひな形等があると良い。</p>	13	<p>II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方</p> <p>6 民間との連携</p> <p>(1) 行政の役割とされる業務の一部委託</p> <p>③</p>
A-11	<p>多数のNPOが一斉に情報共有会議に参加すると、特に、慣れていない被災団体にとっては十分な対応ができないと考えられ、中間組織や外部のNPO等の受入れの窓口となる組織との連携が重要。</p>	<p>ご意見を反映(参照 B-20)</p> <p>注13) 多くのNPO・ボランティア等が情報共有会議に参加しようとする場合、慣れていない被災地方公共団体では十分な対応ができないことが考えられるため、NPO等の窓口となる、行政以外の組織との連携が重要である。さらに、防災基本計画にもあるとおり(※)、都道府県ごとに外部のNPO等受入れの窓口となるような地域のNPO等をあらかじめ決めておき、そうしたところと防災訓練を行っておくことで、災害時の連携がうまくいくことも考えられる。</p>	14	注13)
A-12	<p>東京都はその組織・人員体制が大規模であることから応援を受ける側に立つイメージが湧きにくい、首都直下地震に関連して、大都市ならではの避難や被災者支援に関する特有の課題等もある。東京都には積極的に意見を言ってもらい、それを踏まえてアクションプランを取りまとめることが重要。</p>	<p>ご意見を反映</p> <p>注17) 例えば、南海トラフ地震に関しては、臨時情報発令時の応援派遣のあり方が論点として考えられる。また、首都直下地震に関しては、都道府県の中で組織・人員体制が最も大きい東京都及び管内市区町村における受援体制のあり方が論点として考えられる。</p>	17	注17)